整　備　設　計　書

課　長	係　長	照　査	設　計

令和 8年度　　設計年月 令和 8年 9月　　工期　令和 9年 2月26日

整　備　名　伏見　用水設備点検整備

整　備　場　所　京都市伏見区横大路千両松町２５５番地

京都市上下水道局下水道部　伏見水環境保全センター

整　備　費　金　　円

整　備　価　格　　円

消費税及び
地方消費税相当額　　円

京 都 市 上 下 水 道 局

内 訳 書 （ 総 括 ）

整 備 名	伏見　用水設備点検整備							
費　目	工　　種	種　　別	単位	数　量	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
整備費								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
整備価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
整備費計								

内 訳 書

整備名	伏見　用水設備点検整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
整備費									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								［材料費］
	一般労務費		式	1					
	計								［労務費］
	直接費計								直接費
直接経費									
	直接経費		式	1					

内 訳 書

整備名	伏見　用水設備点検整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
	仮設費（積上げ）		式	1					
	廃材運搬費		式	1					
	直接経費計								直接経費
計（整備原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
整備価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					

内 訳 書

整備名	伏見　用水設備点検整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
整備費計									

令和08年度

伏見　用水設備点検整備

特　記　仕　様　書

京都市伏見区横大路千両松町２５５番地
京都市上下水道局下水道部　伏見水環境保全センター

第 1 章　総　　則

1　適用範囲

本仕様書は、表記整備に適用する。

2　用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

⑴　指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その整備の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。

⑵　承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。

⑶　協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

⑷　設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3　整備業務の履行

本整備は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に整備業務しなければならない。

4　疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5　法規の遵守

受注者は整備業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して整備を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

⑴　京都市上下水道局契約規程
⑵　労働基準法
⑶　労働安全衛生法
⑷　下水道法
⑸　建設業法
⑹　建築基準法
⑺　電気事業法
⑻　その他関係法令、例規等

6　書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7　現場代理人等

⑴　受注者又は当局の承諾を得た代理人は、整備期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の整備現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。

⑵　現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8　適用規格

整備の適用規格は次の各号のとおりとする。

⑴　日本産業規格(JIS)
⑵　日本下水道協会規格(JSWAS)
⑶　日本水道協会規格(JWWA)
⑷　機械学会設計基準
⑸　日本電機工業会標準規格(JEM)
⑹　電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
⑺　電気設備に関する技術基準
⑻　その他関係規格及び基準

9　励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止･火気厳禁･使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

１０　指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

⑴　整備の施行順序・方法・工程

⑵　整備に使用する仮設物

⑶　既設の機器設備の運転・停止に関すること

１１　関係監督官庁への許認可申請等

⑴　法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

⑵　関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

１２　納入材料及び機器

⑴　整備において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。

⑵　納入現場に搬入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

１３　電力及び雑用水

整備に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

１４　既設構造物の保護

整備業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

１５　運搬及び保管

⑴　破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。

⑵　各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記整備名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

１６　整備現場発生品

受注者は、整備業務によって生じた現場発生品(発注者への返納品等)について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

１７　建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのＡ票、Ｂ２票、Ｄ票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は整備完了後から、５年間保存しなければならない。

１８　安全管理

⑴　受注者は本整備に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。

⑵　受注者は整備業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。

⑶　受注者は、本整備の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。

⑷　受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた整備関係者全員に安全管理について周知徹底させること。

⑸　受注者は、整備現場における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。

⑹　受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

１９　受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

⑴　軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業

⑵　各検査・試験及び写真撮影

⑶　整備の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力

⑷　現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去

⑸　整備期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理

⑹　関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

２０　施設停止及び他整備等との競合

受注者は整備業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他整備等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

２１　段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

２２　完了検査

⑴　整備が終了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。

⑵　完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。

⑶　検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

２３　損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

２４　整備写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はＡ４版を標準とし、表紙には契約年度、整備件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、Ａ４版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで５年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管 第 6 号）に基づき実施しなければならない。

２５　雑則

⑴　受注者は整備業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

⑵　本仕様書の第２章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第１章に優先する。

⑶　水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した整備業務に努めなければならない。

⑷　受注者は整備業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第２章　　細　　則

１　整備概要

本整備は、用水設備の内、砂ろ過器及び補機の点検整備を行い、安定した砂ろ過水の供給を確保するものである。

２　整備場所

京都市伏見区横大路千両松町２５５番地

京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

３　整備期限

本整備の期限は令和９年２月２６日とする。

４　提出書類

（１）第１章総則第６項書類の提出のとおり

（２）点検整備報告書　　２部

（３）その他、監督員が指示するもの

５　整備対象機器仕様

（１）砂ろ過器

型　　式	移床式上向流連続ろ過器（M30－UAG）
処理水量	約 38 ㎥／ｈ／基（MAX56 ㎥／ｈ／基）
ろ過面積	18.0 ㎡（3.0 ㎡×6 基）
形　　状	φ2000ｍｍ×H3000ｍｍ
製 造 者	㈱タクマ
数　　量	６　基

（２）砂ろ過器用逆洗ブロワ

型　　式	ルーツ型ブロワ CD3－100TA
口　　径	100A×32A
吐出空気量	0.2～0.6　N ㎥／min
吐 出 圧 力	110　kPa
電　動　機	3.7ｋW×200V
製　造　者	㈱　アンレット
製 造 番 号	No.1:1225　No.2:1220
数　　量	２　台

６　整備内容

（１）砂ろ過器

ア　砂ろ過器 No.４のろ過砂を全量抜き取り、開放点検を行うこと。

ア）砂ろ過器エアリフトポンプを取外し、摩耗等の点検を行うこと。

また、点検時に必要なＯリング類は受注者が準備し交換を行うこと。

イ）砂ろ過器のドレンより、受け箱に排出したろ過砂をバキューム車等にてサイクロンホッパへ移送し、遠心分離したろ過砂をフレコンバック等にて仮保管すること。

ウ）砂の抜き取り後、槽内の清掃及び内部点検を行うこと。

また、点検前には十分換気等を行い、安全確認を行った後、作業を行うこと。

エ）点検後、開放型タンクに水を入れ、ろ過砂と混合・撹拌させ、サンドポンプ等にて砂ろ過器に戻すこと。

オ）開放点検完了後、試運転を行い、異常が無いか確認を行うこと。

カ）作業に必要な仮設、重機等は受注者が準備すること。

イ　砂ろ過器エアリフトポンプ（５基）を取外し、摩耗等の点検を行うこと。

また、点検時に必要なＯリング類は受注者が準備し交換を行うこと。

ウ　砂ろ過器内部（５基）の点検を行うこと。

また、点検前には十分換気等を行い、安全確認を行った後、作業を行うこと。

エ　ろ過砂の点検及び残量の確認を行うこと。

なお、ろ過砂が規定量に満たない場合は規定値まで補充すること。（当局支給）

品　名	仕様・材質	参考数量
ろ過砂	粒径 1.0㎜，均等係数 1.4 以下	75 袋（20L/袋）

エ　砂ろ過器の整備は２基毎に行うこと。

（２）砂ろ過器用逆洗ブロワ

ア　Ｎｏ．２逆洗ブロワの分解整備を行うこと。

イ　分解整備時に交換する部品は以下のとおり。（１台分、受注者準備）

品　名	材　質・仕　様	数　量	備　考
ベアリング	ＳＵＪ２	４個	6306Z（オイル潤滑）
ハウジングオイルシール	テフロン	８個	SA1J　38・58・11
Ｗシールスリーブ	ＳＵＳ３０４	４個	Ｗシール用
スリーブＯリング１	テフロン	４個	S30
スリーブＯリング２	ＦＫＭ	４個	G30
スリーブＬＡ	Ｓ４５Ｃ	１個	
スリーブＬＡＯリング	ＦＫＭ	１個	S24
シールケースオイルシール	ＦＫＭ	１個	S32・52・11
シールケース用Ｏリング	ＮＢＲ	１個	GS185×3.1
ギヤカバー用Ｏリング	ＮＢＲ	１個	GS185×3.1
Ｗシールカラー用Ｏリング	ＦＫＭ	４個	G65
ケーシンググランドパッキン	テフロン系	１台分	
タイミングギヤ	ＣＳＭ４１５	２個	
真空オイル　＃６８　１Ｌ		１缶	
水冷用ガスケット１Ｄ	ＮＢＲ	２個	77×71
水冷用ガスケット２Ｄ	ＮＢＲ	２個	77×128

液体ガスケット		１個	ｽﾘｰﾎﾞﾝﾄﾞ 1121
ｵｲﾙﾐｽﾄｾﾊﾟﾚｰﾀ用ﾌｨﾙﾀｴﾚﾒﾝﾄ	45×38×140	２個	ｵｲﾙﾐｽﾄｾﾊﾟﾚｰﾀ用
エアフィルタエレメント		１個	70×410
オイルゲージ１	ＫＭＨ６	１個	
オイルゲージ２	ＫＭＨ４	１個	
Ｖベルト		２本	3V-475
吸込ｻｲﾚﾝｻ用ｳﾚﾀﾝ（芯金付）	ＢＳ４０	１枚	吸込サイレンサ用
吸込ｻｲﾚﾝｻ用ﾌﾗﾝｼﾞｶﾞｽｹｯﾄ	JIS5K50A	１枚	吸込サイレンサ用
フランジガスケット		２枚	
水冷フレキシブルホース１	10A×300	３本	
水冷フレキシブルホース２	10A×350	３本	
水冷フレキシブルホース３	10A×400	１本	

（３）整備完了後、試運転を行い、異常が無いか確認を行うこと。

７　その他

（１）本整備にあたり受注者は、作業前に監督員と十分な打合せを行い、当センターの機能に支障を来たさないように円滑に作業を行うこと。

（２）受注者は、当該機器の構造及び取扱いに十分熟知した専門技術員を作業員として派遣すること。

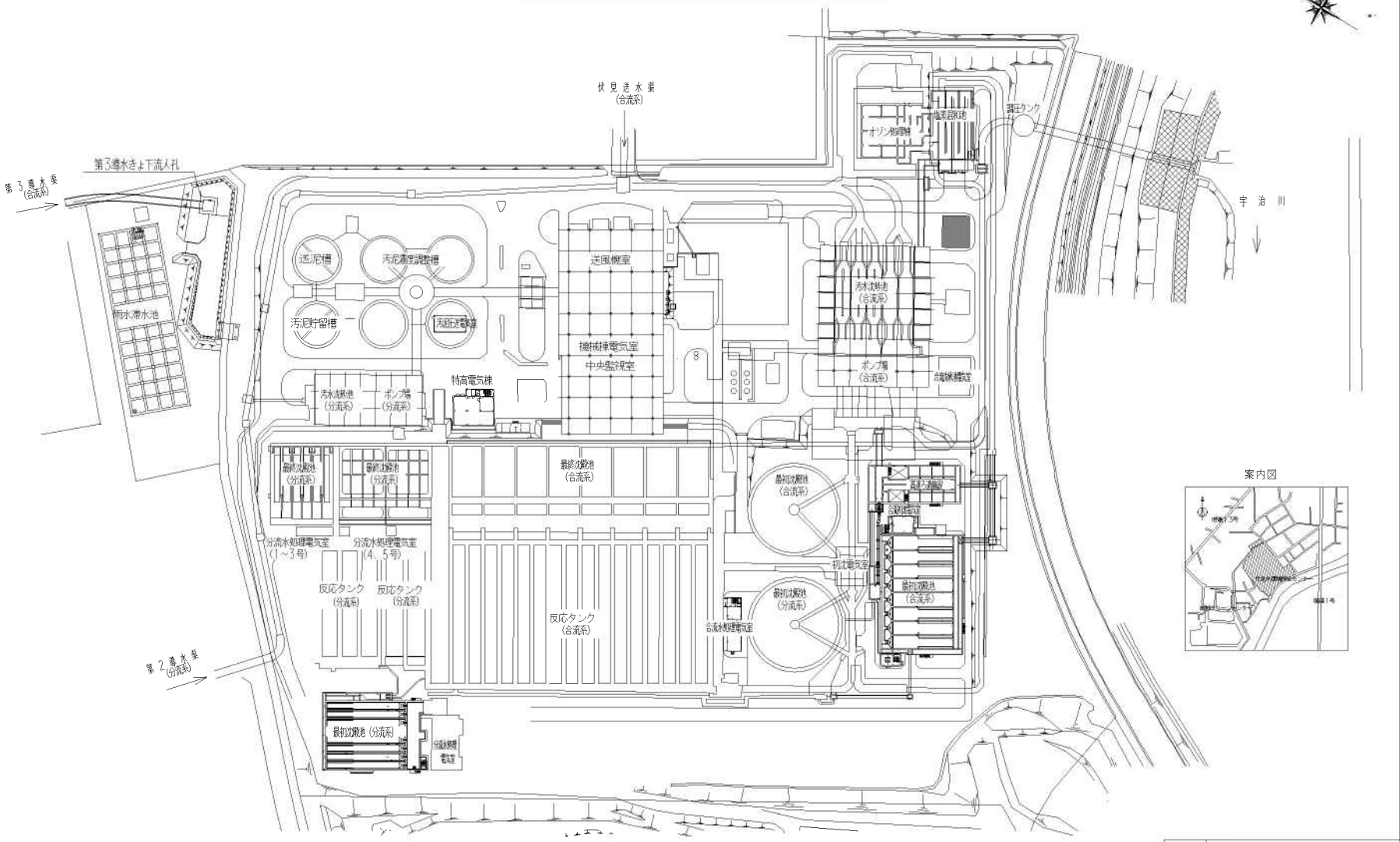
（３）受注者は、本整備において発生した廃材について、受注者の責任において集積、運搬し、関係諸法規を遵守して処分すること。

　また、廃材受入業者が発行する伝票等を整理し、廃材が完全に処分されたことが確認できるようにすること。

（４）本整備内容に含まれていない事項等で、必要とされる作業については、監督員に報告し、その指示に従うこと。

　なお、軽微なものについては、受注者の負担とする。

伏見水環境保全センター　一般平面図



案内図

発注年度	令和８年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部　伏見水環境保全センター		
工事名	伏見　用水設備点検整備		
図面名	一般平面図		
縮尺	free	図面番号	図-1